

# 家計が急変したひとり親家庭の方へ 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の 申請はお済みですか？

**「1世帯当たり5万円」**が受け取れます。

(第2子以降1人につき**「3万円を加算」**)

**お早めに支給要件をご確認ください！**

支給対象となる方（以下の①と②の両方に該当する方）

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変**するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。
  - ▶ 収入基準額（親1人、子ども1人の世帯の場合）：365万円未満
  - ▶ **令和2年6月以降に上記要件に該当した方も対象**です。
  - ▶ 「家計が急変」とは収入の減少だけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合も含まれます。
- ② 児童扶養手当の支給要件に該当している**子どもを監護**（日常生活において衣食住の面倒を見ている）等している。
  - ▶ **平成14年4月1日より後に生まれた子どもが対象**です。（障害の状態にある子どもの場合は20歳未満が対象です）

\* 支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

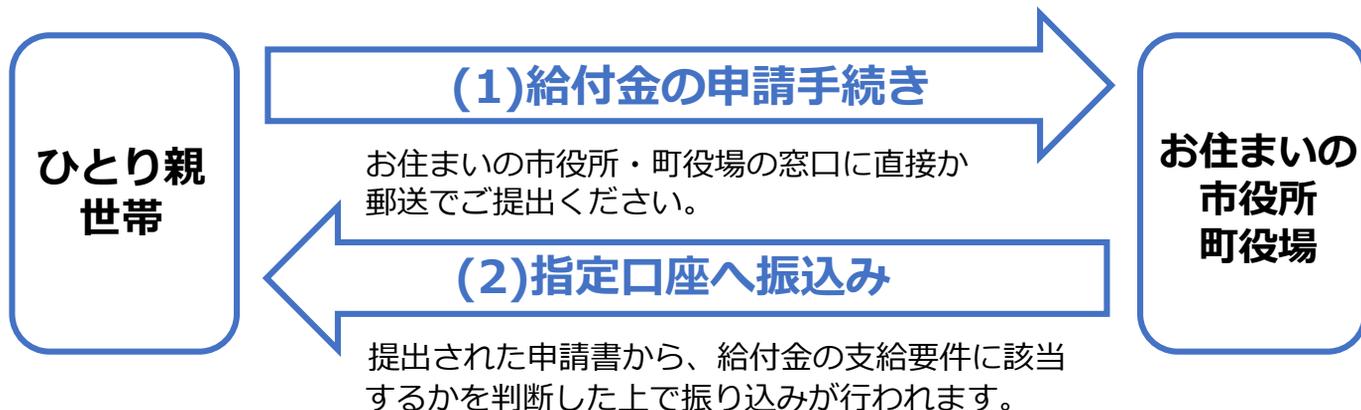
「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

**0120-400-903**（受付時間：平日9:00～18:00）

※ 申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、お住まいの市町によって異なります。詳細については、お住まいの市役所・町役場の「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口（児童扶養手当担当課）までお問い合わせください。

## 給付金（家計急変者対象）の支給手続き

- ▶ ひとり親世帯臨時特別給付金（家計急変者対象）の支給を受けるためには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に必要な事項を記入して、お住まいの市町の「**ひとり親世帯臨時特別給付金**」窓口（**児童扶養手当担当課**）に**直接**、または**郵送でご提出**ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して、申請時に指定された口座に可能な限り速やかに振り込みます。



## 給付金（家計急変者対象）について、よくあるご質問

- Q) 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか。**
- A) 令和2年2月以降の任意の1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象です。**
- Q) 扶養義務者の収入が減少した場合でも家計急変といえますか。**
- A) 消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも給付金の対象になります。**
- Q) 添付書類である「収入の額が分かる書類」とはどのようなものですか。**
- A) 例えば、下記が考えられます。**
- ・給与収入を有する方は「**給与明細**」など
  - ・事業収入または不動産収入を有する方は「**収入額がわかる帳簿**」など
  - ・公的年金等収入を有する方は「**年金額改定通知書**」など



**「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに市役所・町役場・県庁や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市役所・町役場や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。